

大津町教育委員会「学校における働き方改革に係る取組状況」について

大津町教育委員会

大津町教育委員会としては、子どもたちの充実した学びと教職員のワーク・ライフ・バランスの両立をめざして取り組んでいます。

教職員が心身ともに健康で、ワーク・ライフ・バランスを実現し、やりがいや充実感を感じながら働けるようにするためには、子どもたちと向き合う時間や教材研究・授業準備の時間を十分確保する必要があります。

そのために、大津町教育委員会・各学校において教職員が担っている業務や役割の整理・精選、業務の効率化及び外部人材の活用などに取り組み、教職員が本らの業務に一層専念できる環境を整えています。

1 環境整備の視点

以下の6つの視点で、教職員の労働時間の削減を図り、教職員が本来の業務に一層専念できる環境を整える。

- ① 勤務時間の適正管理等
- ② 教職員の意識改革
- ③ 人材の確保・活用
- ④ 業務の削減・効率化
- ⑤ 保護者等の理解促進
- ⑥ 教職員の健康サポート

2 具体の取組

教育委員会における取組	学校における取組
① 勤務時間の適正管理等	
ア 上限方針の策定 イ ICTやタイムカードなどを活用した効率的な勤務時間管理システムの設置	ア 各学校で週1回の定時退勤日設定 イ 1ヶ月の時間外在校等時間80時間超の職員への校長面談実施（改善策の検討） ウ 土、日及び祝日勤務の管理職の承認制 エ 年次有給休暇の計画的な取得促進のための環境整備（時間単位での取得など）
② 教職員の意識改革	
ア 人事評価の項目に教職員の働き方や業務改善の意識に関する視点の付加	ア 職員全体の働き方改革の意識を高める取組 ・OJT研修並びに年間を通じた計

<p>(管理職) 教職員の働き方の視点 (教諭等) 自らの業務に対する改善意識の視点</p> <p>イ 管理職研修や初任者研修等の基本研修に働き方改革に関する項目の追加</p> <p>(管理職) 教職員の組織管理、時間管理、健康安全管理等のマネジメント能力</p> <p>(教諭等) 勤務時間を意識した働き方、ワーク・ライフ・バランスの重要性</p> <p>ウ 学校閉庁日、定時退勤日の設定</p> <p>エ 学校評価の評価項目に教職員の働き方や業務改善に関する項目を設定し、継続的な評価・改善の実施</p> <p>オ 時間外在校等時間の縮減数値目標の達成度のみの評価とならないようボトムアップの取組の推進</p>	<p>画的な研修の実施 (ワーク・ライフ・バランスやタイムマネジメントについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間外在校等時間の縮減や業務改善に向けた教職員のボトムアップによる取組の工夫 <p>イ タイムカード等による勤務時間の自己管理と業務の計画的実施</p> <p>ウ 学校評価における業務改善や教職員の働き方に関する評価項目の設定・周知</p> <p>エ 人事評価による教職員一人一人の働き方の見直し</p>
<p>③ 人材の確保・活用</p>	
<p>ア 教職員の配置拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専科教員 ・ALT ・非常勤講師 等 <p>イ 専門的な知見を持ち、より効果的な指導・助言が行える人材等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー ・スクール・ソーシャル・ワーカー ・スクールロイヤー ・学習指導補助員 ・ICT支援員 ・部活動指導員 等 <p>ウ 教員業務支援員の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業で使用する教材及び家庭配布文書等の印刷・仕分け ・教材・資料の整理 ・宿題等の提出物の受け取り・確 	<p>ア ICT支援員や教員業務支援員の活用による業務の効率化</p> <p>イ 地域ボランティアの活用による登下校の見守りや学校環境整備や美化、学習支援</p> <p>ウ 学習支援指導員、学校支援員の効果的活用</p> <p>エ 地域学校協働本部事業との連携</p> <p>オ 専門的な知見を持ち、より効果的な指導・助言が行える人材等の効果的活用</p>

<p>認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小テスト等の採点補助 ・学校行事・式典等の準備補助 ・統計情報や校務支援システム等のデータ入力・名簿の作成補助 ・電話対応・来客対応 等 <p>エ ボランティア等の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働活動の推進 ・コミュニティースクールの促進 	
④ 業務の削減・効率化	
<p>ア ICT活用による業務効率化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導の効率化（教材・資料の共有化、デジタル教材の活用、民間業者委託による学力調査の採点・結果分析の効率化） ・校務支援システム、ICT設備、OA機器の計画的導入と効果的運用 ・テレビ会議システムによる遠隔の会議・研修等の推進 ・報告業務の電子化・簡略化の推進 <p>イ 調査・照会業務の整理・統合</p> <p>ウ 学校行事・学校運営の見直し検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全小中学校における留守番電話設置。（緊急性を要するものは、教育委員会対応） ・保護者連絡用の通信アプリの導入・活用の推進 ・会議等の整理・縮減、効率化の推進 ・担当者会議や研修会に係る資料（事前準備、報告書等）の簡略化 ・学校訪問の内容及び実施方法の見直し・検討による教職員の負担軽減と効率化 <p>エ その他の業務の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校徴収金等の在り方を見直し・検討（就学援助費支払い業 	<p>ア ICT活用による会議・研修の効率化</p> <p>イ ICT活用による教材や資料の共有化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人が作成した教材・資料等の共有 ・校内サーバーでのデータ保存のルール統一 （ファイル名や保存場所の整理など） ・ICT活用による学習評価等の効率化並びに最適化 <p>ウ 業務効率化を図る具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定黒板や配付物の活用による職員朝礼の回数や時間の縮減 ・各種調査のマークシート利用などによる集計作業等の効率化 ・研究発表資料や研究紀要の簡略化 ・職員室のレイアウト見直しなど、環境整備による業務の効率化（机やプリンター等の配置、資料収納スペースの整理等） <p>エ 教務支援・校務支援システムの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入済の教務支援・校務支援システムの適切な運用と活用促進 <p>オ 日課の工夫と時間外対応の縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問期間の短縮 ・留守番電話並びにメール等の効

務等)

- オ 休日部活動の地域移行
- ・部活動指導員及び外部指導員の活用促進と人材確保
 - 休日部活動地域移行について
 - ・大津町部活動地域移行検討委員会を設立、令和8年4月に休日部活動の地域移行を検討。
 - ・移行に関する教職員アンケートを実施。町でコーディネーター（スポーツ部門・文化部門）を2名雇用し現状把握。

果的な活用

- ・学校行事等を見据えた柔軟な日課の工夫
- カ 教育課程の適切な実施と学校行事、各種会議・研修等の精選・見直し
- ・標準時数に基づく適切な授業時数の確保
 - ・各種会議の実施方法等の工夫（回数や制限時間の設定、資料事前配付、参加者の厳選、会議資料等の簡略化）
- キ 分掌事務のマニュアル化と業務の平準化
- ・校務分掌業務の内容と実施時期等の見える化
 - ・校務分掌の適切な割振りや業務遂行の協働化（複数職員の分担による宿題等の確認や給食指導等）
 - ・校内委員会等、効率的・効果的な組織再編と情報共有の工夫・改善
- ク 部活動指針にそった活動時間・休養日の確保

大津町中学校運動部活動の指針の遵守

	中学校	小学校
1週間の練習日	5日以内 ※平日1日以上、週末（土曜及び日曜）1日以上を計2日以上を休養日	令和元年度より社会体育移行
平日の練習時間	2時間以内を原則	令和元年度より社会体育移行
土日祝日、長期	3時間以内を原則	

	休業中の練習時間	※毎月第1日曜は完全休養日（家庭の日）	
⑤ 保護者等の理解促進			
ア 行事の精選、大会参加の見直しなどの理解促進及び協力体制の確立 イ 保護者、地域住民への学校情報の提供（ホームページ等の活用促進） ウ 働き方改革に係る取組状況等の情報提供 エ コミュニティースクールの促進	ア 働き方改革の取組に関する協力依頼文書の発出 イ 学校、家庭、地域の連携の在り方の検討（役割の明確化） ウ 学校運営協議会やPTA総会等における働き方改革取組状況の報告		
⑥ 教職員の健康サポート			
ア 保健指導の充実、ストレスチェックによる健康リスクの把握、公立学校共済組合が実施するメンタルヘルス相談・メンタルケアサポートの周知 イ 衛生委員会の活性化、労働安全衛生法の周知	ア 保健指導の充実、ストレスチェックによる健康リスクの把握、公立学校共済組合が実施するメンタルヘルス相談・メンタルケアサポートの周知 イ 衛生委員会の活性化、労働安全衛生法の周知		

3 大津町立小・中学校の時間外在校等時間の状況

(1) 調査対象及び調査期間

① 調査対象 大津町立小・中学校

小学校：令和4年度181人、令和5年度183人

中学校：令和4年度83人、令和5年度86人

② 調査期間

令和4年4月～令和5年9月

(2) 調査結果

① 時間外在校等時間の総平均（時間）

期 間 校種	令和4年度 上半期（4月～9月）	令和4年度 下半期（10月～3月）	令和5年度 上半期（4月～9月）
	小学校	38.2時間	42.2時間
中学校	46.0時間	51.7時間	46.1時間

【特徴】

令和4年度は、小学校調査対象者の29.7%、中学校46.3%が時

間外在校等時間 4 5 時間を上回った。小学校において、令和 4 年度上半期と令和 5 年度上半期の比較では、約 6 % の時間外在校等時間の削減ができている一方、中学校においては、働き方改革の取組を進めているが、時間外在校等時間の削減はあまり進んでいない。

② 時間外在校等時間報告者の分布 (%)

ア 小学校 時間外在校等時間報告者の内訳

	0～79 時間	80～99 時間	100～119 時間	120～139 時間	140 時間以上
令和 4 年度 上半期 (4 月～9 月)	90.6%	8.3%	1.1%	0.0%	0.0%
令和 4 年度 下半期 (10 月～3 月)	96.1%	3.9%	0.0%	0.0%	0.0%
令和 5 年度 上半期 (4 月～9 月)	95.1%	4.9%	0.0%	0.0%	0.0%
平均	93.9%	5.7%	0.4%	0.0%	0.0%

イ 中学校 時間外在校等時間報告者の内訳

	0～79 時間	80～99 時間	100～119 時間	120～139 時間	140 時間以上
令和 4 年度 上半期 (4 月～9 月)	78.2%	14.9%	6.0%	0.9%	0.0%
令和 4 年度 下半期 (10 月～3 月)	82.8%	13.3%	3.5%	0.4%	0.0%
令和 5 年度 上半期 (4 月～9 月)	72.5%	23.3%	3.8%	0.4%	0.0%
平均	77.8%	17.2%	4.4%	0.6%	0.0%

【特徴】

時間外在校等時間 80 時間以上の者は、令和 4 年度と令和 5 年度の上半期を比べると、4.5 % 減少している。一方中学校を同様に比較すると、令和 4 年度上半期が 21.8 %、令和 5 年度上半期が 27.5 % であり、5.7 % の増加であったものの 100 時間を超える職員は減少している。

(3) 調査結果分析と考察

① 小・中学校の時間外在校等時間 4 5 時間以上の者は、小学校は減少しているものの中学校は依然として多い傾向にある。各学校の実態を把握した上での対策が必要である。

② 小・中学校の時間外在校等時間報告者の多くが「教材研究」「保護者対応」を理由としている。

「教材研究」は、授業づくりのため必要不可欠のものであるが、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた効果的取組を各学校で進めるなかで、教材の共有など業務の負担軽減について検討を進める必要がある。

また、「保護者対応」については、多岐にわたり、迅速かつ組織的な対応が求められる。「連絡アプリ」の導入により、改善された面もあるが、対応について体制等を再度見直す必要がある。

- ③ 中学校の時間外在校等時間報告者の約 8 割が「部活動」を理由としている。

小学校における運動部活動は令和元年度よりクラブチーム等への完全移行がなされたが、中学校では現在休日部活動の地域移行に向けて進んでいるところである。中学校部活動については、多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態があり、部活動後に教材研究や校務分掌に係る事務など授業以外の業務が、勤務時間外に及んでいることが原因と考えられる。

- ④ 学校での対応は多岐にわたり、時間はかかるものの必要なことはある。よって、今後、さらに働き方改革を進めていくためには、教育委員会と学校で本当に必要なものに時間を確保するという視点で業務の整理を一層進めていかなければならない。